賦課期日後に老人福祉施設等の用に供された固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の減免について(通達)

平成11年11月16日 11主資計第249号 主 税 局 長 決 定

改正 平成 1 9 年 3 月 2 3 日 1 8 主資計第 5 7 2 号 改正 平成 2 1 年 8 月 4 日 2 1 主資計第 1 4 9 号

23区都税事務所長 殿(固定資産税課)(固定資産評価課)

主 税 局 長 (公印省略) (資産税部計画課)

現在我が国では、成熟社会を迎え、高齢者、障害者、子どもなど支援を必要とする人々に、必要なサービスを的確に提供することのできるしくみづくりが急がれている。都においても、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設や障害者施設、保育所(以下「老人福祉施設等」という。)の施設整備は、特に重要な課題とされているところである。

これらの施設の用に供される固定資産は、賦課期日においてその本来の用に供している場合に、固定資産税及び都市計画税が非課税となる。(地方税法(以下「法」という。)第348条第2項第10号の2、第10号の3、第10号の4、第10号の6)

しかし、老人福祉施設等の建設は国や都の補助金等を受けるためその指導及び日程に従って行われていること、施設開設に際しては一度に多数の人材を確保する必要があることなどから、施設の開設が4月となることが多い。この場合、施設が開設された年度分については、賦課期日現在非課税用途に供していないことからこれまで納税の協力を求めてきたが、開設に至るまでの手続きの特殊性を考慮するべきであるという意見が多く出されている。

こうしたことから、少子高齢社会等に対応した福祉サービスを充実させることの重要性及び開設手続きの特殊性にかんがみ、賦課期日を過ぎて老人福祉施

設等の用に供された固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、新た に減免を講じることとする。

ついては、その取扱いを下記のとおり定めたので、適切に処理されたい。

記

1 減免の対象

- (1) 減免の対象は、賦課期日現在において、建設中である家屋の敷地、開設準備中の家屋(固定資産税の課税対象となるもの)及びその敷地等で、賦課期日経過後に次のいずれかの施設又は事業(以下「施設等」という。)の用に供された固定資産である。
- ア 社会福祉法人(日本赤十字社を含む。以下本通達において同じ)が経営する養護老人ホーム並びに社会福祉法人及び後記(2)コに掲げる者が経営する特別養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4、第20条の5)
- イ 社会福祉法人及び後記(2)アからウまでに掲げる者が経営する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、老人福祉センター(老人福祉法第20条の2の2、第20条の3、第20条の6、第20条の7)
- ウ 社会福祉法人及び後記(2)アから工までに掲げる者が経営する老人介護 支援センター(老人福祉法第20条の7の2)
- エ 社会福祉法人及び後記(2)アからウまでに掲げる者が実施する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業(老人福祉法第5条の2)
- オ 社会福祉法人並びに後記(2)ア、ウ、オ及びカに掲げる者が経営する保育 所(児童福祉法第39条)
- カ 社会福祉法人が経営する障害者支援施設(障害者自立支援法第5条第1 2項)
- キ 社会福祉法人及び後記(2)アからウ及びキからケに掲げる者が実施する 生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続 支援及び共同生活援助を行う事業(障害者自立支援法第5条第1項)
- ク 社会福祉法人及び後記(2)アからウ及びキからケに掲げる者が経営する 地域活動支援センター(障害者自立支援法第5条第21項)
- ケ 社会福祉法人及び後記(2)ア及びウに掲げる者が経営する福祉ホーム(障害者自立支援法第5条第22項)

- (2) 社会福祉法人以外で、前記(1)に掲げる施設等((1)力に掲げる施設を除く)を経営することができるのは、次の者である。
- ア 公益社団法人又は公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、 消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会
 - (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第40条第1項の規定により存続する一般社団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないものについては公益社団法人とみなし、整備法第40条第1項の登記をしていないものについては公益財団法人とみなして、この規定を適用する。)
- イ 健康保険組合、健康保険組合連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、 企業年金基金、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、国民健 康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合 会、商工組合(組合員に出資をさせないものに限る。)、商工組合連合会(会 員に出資をさせないものに限る。)、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共 済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、日本私 立学校振興・共済事業団

ウ 医療法人

エ 前記アからウまでに掲げる者以外の者で老人福祉法第20条の7の2 に規定する老人介護支援センターの設置について同法第15条第2項の 規定による届出をした者

才 学校法人

- カ 前記ア、ウ及びオに掲げる者以外の者で児童福祉法第35条第4項の規 定による認可を受けた者
- キ 前記アからウまでに掲げる者以外の者で、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により委託を受けた者
- ク 前記アからウまでに掲げる者以外の者で、児童福祉法第33条の6第1 項の規定により委託を受けた者
- ケ 前記アからウ、キ及びクに掲げる者以外の者で、都道府県知事に社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業に係る届出をした者のうち、次に掲げる者
 - (ア) 障害福祉サービス事業及び地域活動支援センターを経営する事業の 実施について、都道府県又は市町村から委託を受けた者
 - (イ) 認知症である高齢者、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又

はこれらの者、身体障害児若しくは知的障害児の家族その他の関係者により組織される団体(法人格のない団体を含む。)で営利を目的としない団体であることについて、都道府県知事が証明した者

コ 老人福祉法附則第6条の2の規定により社会福祉法人とみなされる農業共同組合連合会

2 減免の適用

(1) 減免の適用にあたっては、前記 1 (1)に掲げる施設等の用に供された日の属する年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度(以下「当該賦課期日に係る年度」という。)分の固定資産税及び都市計画税のうち、その用に供され減免申請がなされた日以降初めて到来する納期限に係る分から減免する。

なお、当該賦課期日に係る年度の翌年度分については、非課税となる。(法第348条第2項第10号の2、第10号の3、第10号の4、第10号の6。)

- (2) 社会福祉法人又は前記1(2)に掲げる者(以下「社会福祉法人等」という。) が、当該賦課期日に係る年度分のほかにその前年度分の納税義務も負っている場合で、1月1日以後2月末日(土・日曜日、祭日に該当する場合にはその翌日。)までの間に施設等の用に供し減免申請を行った場合には、当該賦課期日に係る年度分のみならず、前年度第4期分の税額も減免の対象とする。
- (3) 社会福祉法人等以外の者が前記 1 (1)に掲げる施設等の用に供する固定 資産を所有し、社会福祉法人等へ貸し付けている場合は、無償貸付の場合に 限り減免対象とする。この場合の減免の適用方法は、前記(1)及び(2)による。

3 減免の対象となる固定資産

減免対象となる固定資産は、前記 1 (1)に掲げる施設等の運営上直接必要な 土地、家屋及び償却資産をいうが、その具体例は、別表のとおりである。

減免対象部分の認定にあたっては、各部分の名称にとらわれず、使用実態等をかんがみて判断すること。また、この認定は、翌年度以降の非課税対象部分の認定と同様のものとする。

4 減免割合

減免対象とする固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の納付すべき税額の10割を減免する。

なお、当該固定資産に減免対象外部分が存在する場合には、当該固定資産 全体に対する減免対象部分の割合(少数点以下第5位切り上げ)を減免割合 とする。

5 事務処理

(1) 減免申請

減免の申請にあたっては、「固定資産税減免申請書」(東京都都税条例施行規則第146号様式)に次の書類を添付させるものとする。

- ア 法人定款又は寄付行為
- イ 開設許可書又は事業開始届出書又は指定通知書等、施設等の種類及び 開設等の日が確認できる書類
- ウ 土地利用図及び家屋平面図
- エ その他(減免対象部分の認定等のため、必要に応じて、施設管理規定 やパンフレット等)
- (2) 減免決定 減免の決定にあたっては、減免決定の決議書(別紙参照)を作成する。
- (3) 電算入力 減免コードは「56」(特別事情減免)を使用する。

6 根拠規定

本減免措置は、東京都都税条例第134条第1項第4号及び東京都都税条 例施行規則第31条第2項の規定に基づくものとする。

7 適用関係等

(1) 本減免措置は、平成 1 2 年度以降の固定資産税及び都市計画税について 適用する。

なお、前記 2 (2)に該当する場合に限り、平成 1 1 年度第 4 期分より適用することができる。

(2) 本減免措置の適用にあたっては、主税局長へのりん議は要しない。

8 留意点

特別養護老人ホーム等の老人福祉施設や障害者施設、保育所については、施設が完成した後、補助金等交付担当部局における竣工検査及び施設の開設認可がなされたうえで、はじめて開設できるという手続き上の特殊性がある。本通達は、このことと、少子高齢社会等へ向けた施策の重要性とを勘案して、特例的な取扱いとして定めたものであるので留意すること。

老人福祉施設等に係る減免対象資産の具体例

施設・事業名	対象資産の具体例	記載項目
養護老人ホーム	居室、静養室、食堂、集会室、浴室、洗面所、便所、 医務室、調理室、宿直室、職員室、面談室、洗濯室 又は洗濯場、汚物処理室、霊安室、事務室	
特別養護老人ホーム	居室、静養室、食堂、浴室、洗面設備、便所、医務室、調理室、介護職員室、看護職員室、機能訓練室、 面談室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料 室、事務室	1 (1)ア
老人デイサービスセンター	食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火 設備その他非常災害に際して必要な設備	
老人短期入所施設	居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面設備、 医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、 調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料 室	
軽費老人ホーム	居室、応接室(又は相談室) 静養室、医務室、集会室(又は娯楽室) 食堂、炊事室、洗面所、浴室、洗濯室、便所、事務室、宿直室、消火設備、避難設備及び避難空地	1 (1)イ
老人福祉センター	所長室、事務室、生活相談室、健康相談室、診察室、 検査室、栄養指導室、保健資料室、機能回復訓練室、 集会及び運動指導室、教養娯楽室、図書室、浴場、 便所	
老人介護支援センター	事務室、相談室、会議室、介護機器展示のための設 備	1 (1)ウ
老人居宅介護等事業	事務室、利用申込の受付、相談等に対応するのに適 切なスペース	
老人デイサービス事業	老人デイサービスセンターと同じ	- 1 (1)工
老人短期入所事業	老人短期入所施設と同じ	
小規模多機能型居宅介護 事業	居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他 非常災害に際して必要な設備	
認知症対応型老人共同生活 援助事業	居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の 非常災害に際して必要な設備	

施設・事業名	対象資産の具体例	記載項目
保育所	乳児室又はほふく室、医務室、保育室又は遊戯室、	1 (1)才
	屋外遊戯場、調理室、便所	
障害者支援施設	訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、	1 (1)カ
	便所、相談室、多目的室	
共同生活介護	居室、居間、食堂、便所、浴室	
共同生活援助		
生活介護	訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多	
自立訓練	目的室	1 (1)‡
就労移行支援		1 (1) 1
就労継続支援		
短期入所	居室(併設事業所等の入所者に利用されていないも	
	の)	
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会と	1 (1)ク
	の交流の促進等ができる場所、便所	
福祉ホーム	居室、浴室、便所、管理人室、共用室	1 (1)ケ

^{*} 減免対象部分の認定にあたっては、各部分の名称にとらわれず、使用実態等をかんがみて判断すること。また、この認定は、翌年度以降の非課税対象部分の認定と同様のものとする。